

平成28年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 平成28年11月9日(水)

午前10時から

場所 音更町役場庁舎4階

401・402会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

議案第1号 会長の選出

議案第2号 会長職務代理者の指名

諮問第1号 地域まるごと元気アッププログラム事業の手数料の制定について
【2～3ページ・別紙1】

諮問第2号 美蔓地区畑地かんがい用水施設の使用料の制定について
【4～7ページ・別紙2】

諮問第1号 地域まるごと元気アッププログラム事業の手数料の制定について

1 制定の理由

介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業として実施する地域まるごと元気アッププログラム事業（以下「事業」という。）の手数料の額を定めようとするものである。

2 事業の内容

特定非営利活動法人ソーシャルビジネス推進センターに所属する健康運動指導士による運動教室を行う。

運動教室は週1回実施し、おおむね3か月ごとの体力測定で効果を数値化する。

目標を立てて運動に取り組むことにより、参加者の運動機能及び認知機能の維持・向上が図られ、元気に地域で活動できるよう支援する。

※ 健康運動指導士～保健医療関係者と連携しながら、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う者

3 対象者

満65歳以上の町民（年度中に満65歳となる者を含む。）を対象とする。ただし、町が実施する転倒骨折予防教室又は通所型介護予防教室を利用している者及び要介護認定又は要支援認定を受けている者を除く。

4 諮問の額

1か月当たり 1,000円

5 施行期日

平成29年1月6日

参考資料**手数料（利用者負担額）の算定について**

- 1 事業で実施する運動教室に類似するものとして、法定給付サービスである介護保険予防給付で提供される運動特化型の介護予防通所介護（以下「デイサービス」という。）があり、この要支援1の者に対する単位数を基準とする。

【運動特化型デイサービスの1か月当たり単位数】

| 給付名称 | 単位数（1単位＝10円） |
|----------|--------------|
| デイサービス | 1,647 |
| 運動機能向上加算 | 225 |
| 事業所評価加算I | 120 |
| 合計 | 1,992 |

- 2 要支援1の者に対するデイサービスは、運動教室と同様に標準で週1回提供される。また、運動特化型デイサービスのサービス提供時間は、1回当たり3時間が標準である。
- 3 運動教室の1回当たりの実施時間は1時間半であり、運動特化型デイサービスの2分の1であるため、単位数も2分の1の996単位と算定する。
- 4 介護保険給付の報酬算定では1単位は10円であるため、996単位は9,960円となる。
- 5 介護保険給付の標準的な自己負担割合は1割であるため、9,960円×1割＝996円と算定する。
- 6 事業を実施する特定非営利活動法人ソーシャルビジネス推進センターでは、プログラム利用者の参加費を標準で月額1,000円に設定している。

これらのことから、手数料の額を1か月当たり1,000円と算定している。

諮問第2号 美蔓地区畑地かんがい用水施設の使用料の制定について

1 制定の理由

国営かんがい排水事業「美蔓地区」において畑地かんがい用水施設の幹線水路の整備が平成27年度に完了し、その末端施設を整備する道営畑地帯総合整備事業「美蔓高倉地区」も平成28年度に完了する見込みとなった。

平成29年度からこの施設の供用を開始するに当たり、使用料を定めようとするものである。

2 諮問の額

| 基本額（1年当たり） | 面積割（1年当たり） |
|---------------|--------------|
| 1戸につき 27,500円 | 10アールにつき 30円 |

備考 1 本表に定める使用料は、消費税及び地方消費税を含むものである。

2 面積割の面積は、畑地かんがい用水施設が設置されている農地の面積（農地基本台帳に登録されているもの）により算出する。

3 施行期日

平成29年4月1日

参考資料

1 施設概要

美蔓地区畑地かんがい用水施設は、作物の生育を助け、収量増を図ることを目的として畑地に散水をする施設であり、下記の事業で整備された。

(1) 国営かんがい排水事業「美蔓地区」：幹線かんがい用水路等の幹線整備

【事業概要】

| | |
|------|--|
| 受益地 | 音更町・鹿追町・清水町・芽室町 |
| 受益戸数 | 215戸（うち音更町59戸） |
| 受益面積 | 4,056ha（うち音更町775ha） |
| 工期 | 平成5年度～平成27年度 |
| 総事業費 | 約360億円 |
| 事業内容 | 貯水池1か所（取水施設、導水路を含む。） 用水路（管φ50～800）8条 L=61km 排水路（ユクシナイ、熊牛、中熊牛第1・2）4条 L=18km |

(2) 道営畑地帯総合整備事業「美蔓高倉地区」：支線かんがい用水路等の末端整備

【事業概要】

| | |
|------|--|
| 受益戸数 | 50戸（うち畑かん受益28戸） |
| 受益面積 | 654ha（うち畑かん受益370.16ha） |
| 工期 | 平成24年度～平成28年度 |
| 総事業費 | 約22億円 |
| 事業内容 | 畑地かんがい用水路 支線用水路（村山2号、ハギノ1・2・3号）4条 L=6.6km 給水路 L=32.7km 区画整理 139.5ha、暗渠排水 254.3ha、客土 4.3ha 除れき 10.6ha |

2 使用料算定の考え方

美蔓地区畑地かんがい用水施設は、施設が整備された畑地に限定して散水するためのものであることから、使用水量ではなく、施設管理に要する年間の経常経費を受益戸数であん分した「基本額（年額）」と施設の年間修繕費を受益面積であん分した「面積割（年額）」を使用料として制定し、受益地の使用者又は所有者から徴収しようとするものである。

なお、施設管理と修繕に要する費用は、既存の鹿追地区畑地かんがい用水施設使用料とのバランスを考慮し、5割相当分を受益者（28戸、370.16ha）に負担していただくものとする。

(1) 基本額（年額）

施設管理に要する費用154万6千円の5割相当分を受益者が負担する施設管理費（年額）とする。

$$\begin{aligned} \text{【基本額（年額）】} & \quad 1,546,000\text{円}/\text{年} \div 28\text{戸（受益戸数）} \times 50\% \\ & \quad = 27,607\text{円}/\text{戸} \cdot \text{年} \\ & \quad \approx 27,500\text{円}/\text{戸} \cdot \text{年} \end{aligned}$$

(2) 面積割（年額）

施設修繕に要する費用25万5千円の5割相当分を受益者が負担する修繕費（年額）とする。

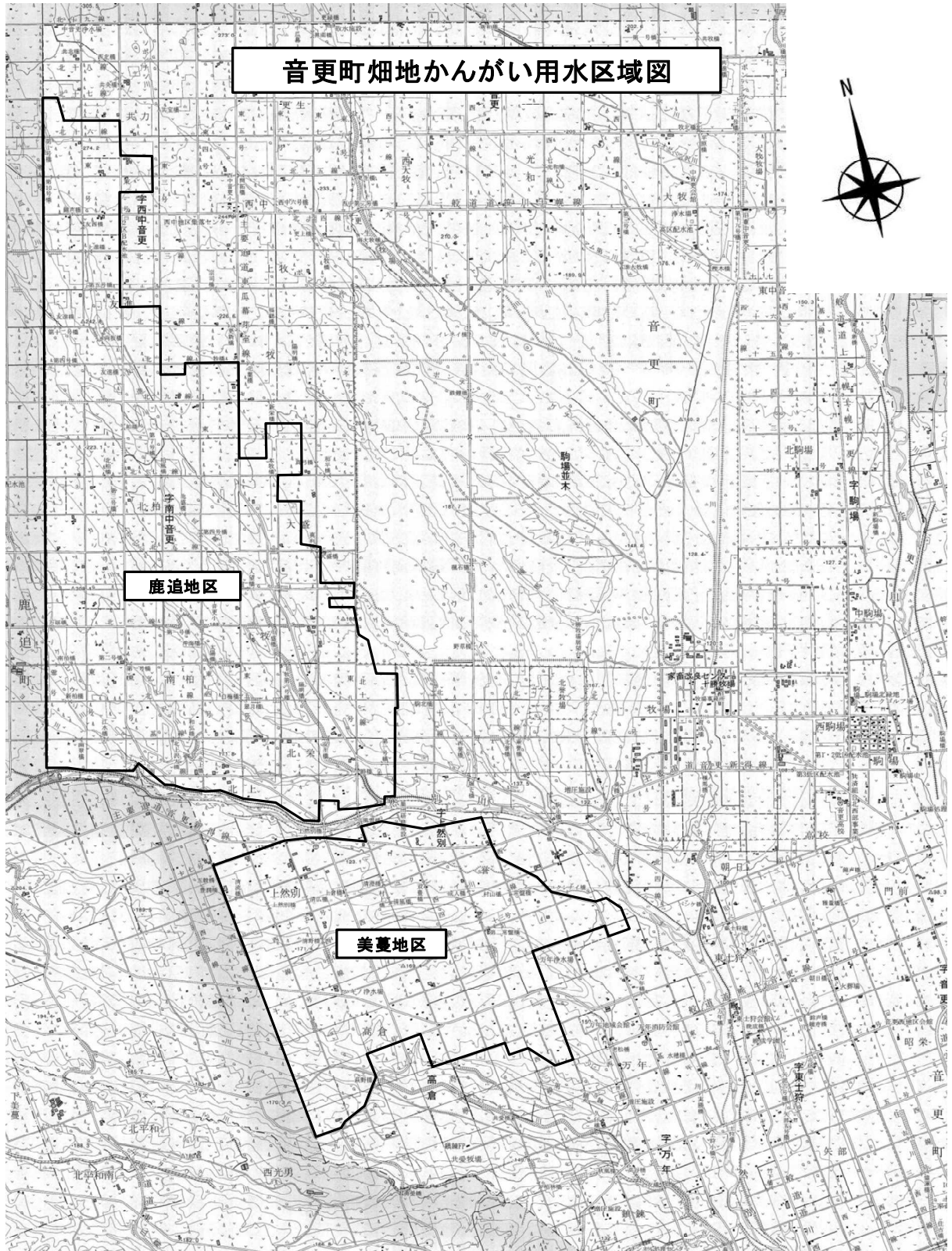
$$\begin{aligned} \text{【面積割（年額）】} & \quad 255,000\text{円}/\text{年} \div 370.16\text{ha（受益面積）} \times 50\% \\ & \quad = 34\text{円}/10\text{a} \cdot \text{年} \\ & \quad \approx 30\text{円}/10\text{a} \cdot \text{年} \end{aligned}$$

※ 上記の施設管理に要する費用や施設修繕に要する費用は、電力、通信費等の経常経費、定期点検費、既存の鹿追地区畑地かんがい用水施設の修繕実績等を基に算定している。

【参考：国営かんがい排水事業「美蔓地区」関係町別比較】

| 町村 | 基本額 (年額、1戸当たり) | 面積割 (年額、10a当たり) | 1戸当たり年間使用料 |
|-----|-------------------|--------------------|------------|
| 音更町 | 27,500円 | 30円 | 31,400円 |
| 芽室町 | 24,700円 | 134円 | 42,120円 |
| 清水町 | 16,000円 | 50円 | 22,500円 |
| 鹿追町 | 48,000円 | 234円 | 78,420円 |

備考 1戸当たり年間使用料は、音更町の1戸当たり平均受益面積13haから算定した。



音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

| 附属機関の属する 執行機関 | 附属機関 | 担任する事項 | 委員の 定数 | 委員の 任期 |
|------------------|----------------|-----------------------------|-----------|-----------|
| 町長 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 音更町使用料等 審議会 | 使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。 | 15人 | 2年 |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 教育委員会 | (略) | (略) | (略) | (略) |

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

平成28年7月1日現在

| No. | 氏名 | 所属団体等 | 備考 |
|----------------------------|--------|----------------|----|
| 1 | 太田 泰 廣 | 音更町農業協同組合常務理事 | |
| 2 | 大西 勉 | 木野農業協同組合常務理事 | |
| 3 | 山田 留美子 | 音更町農業協同組合女性部監事 | |
| 4 | 白木 幹子 | 木野農業協同組合女性部副部長 | |
| 5 | 坂井 寛明 | 音更町商工会事務局長 | |
| 6 | 向井 眞知子 | 音更町商工会女性部副部長 | |
| 7 | 畠山 卓也 | 音更町商工会青年部部长 | |
| 8 | 河田 さえ子 | 音更町社会福祉協議会会長 | |
| 9 | 畠 弘之 | 連合北海道音更地区連合会会長 | |
| 10 | 細野 純宜 | 音更町PTA連合会会長 | |
| 11 | 阿部 光江 | 音更町消費者協会副会長 | |
| 12 | 大野 カヨ子 | 音更町老人クラブ連合会副会長 | |
| 13 | 岡田 哲男 | 音更町文化協会会長 | |
| 14 | 横幕 正二 | 公簿 | |
| 15 | 高津 田鶴子 | 公簿 | |
| 任期2年（平成28年7月1日～平成30年6月30日） | | | |

【別紙 1】

音更町地域まるごと元気アッププログラム (地域支援事業・一般介護予防事業・介護予防普及啓発事業)

週 1 回継続した運動を提供するプログラム

毎週水曜日、午前中は総合福祉センター1 クラス、午後は共栄コミセン2 クラス
1 クラス25名定員、3 クラス合計75名が定員。

- 7月：民生委員や老人クラブ役員へのデモ教室の開催（1回）
- 8月：認知機能検査を含めた体力測定会の開催（2日間）
- 9月：体力測定結果説明会・介護予防啓発と教室体験会（2会場）
- 10月：試行教室開始
- 11月：広報に教室参加者募集記事掲載
- 1月：まる元教室開始

事業の内容：健康づくり運動の専門家である「健康運動指導士」が、週 1 回、年間 48 回の運動教室でプログラムを提供する。「無理なく安全に、頭と体を科学的に刺激し、快適に」日常生活を送ることのできる認知力と体力をつける効果がある。プログラムは、椅子に座って行う・大きな動きを取り入れる・歩行運動など多様で、参加者の運動や認知能力に合わせて運動強度や内容を変化させており、季節による体の動きの変化や継続実施による運動能力の向上などによって随時提供するプログラムも変化させて行い、3 か月ごとに運動機能測定を行い、効果測定と個別評価をする。

プログラムの特徴：運動プログラムは、レクリエーションや軽運動、リズム体操などが主であるが、それらを通して参加者同士のコミュニケーションが生じるよう、指導者が工夫している。楽しさやコミュニケーションを重視したプログラムが、運動に対する継続性を促進する。個人が単独で行う運動と異なり、社会的な相互作用が生じることで認知機能に対する好影響が期待される。出かける用事や場所ができることから、将来的な閉じこもり予防につながる。心理学的な側面からも、高齢者の健康づくりに働きかける。



道内 20 市町村、十勝管内は 4 町村（音更・上士幌・池田・浦幌）が開催。

国営かんがい排水事業 美蔓地区

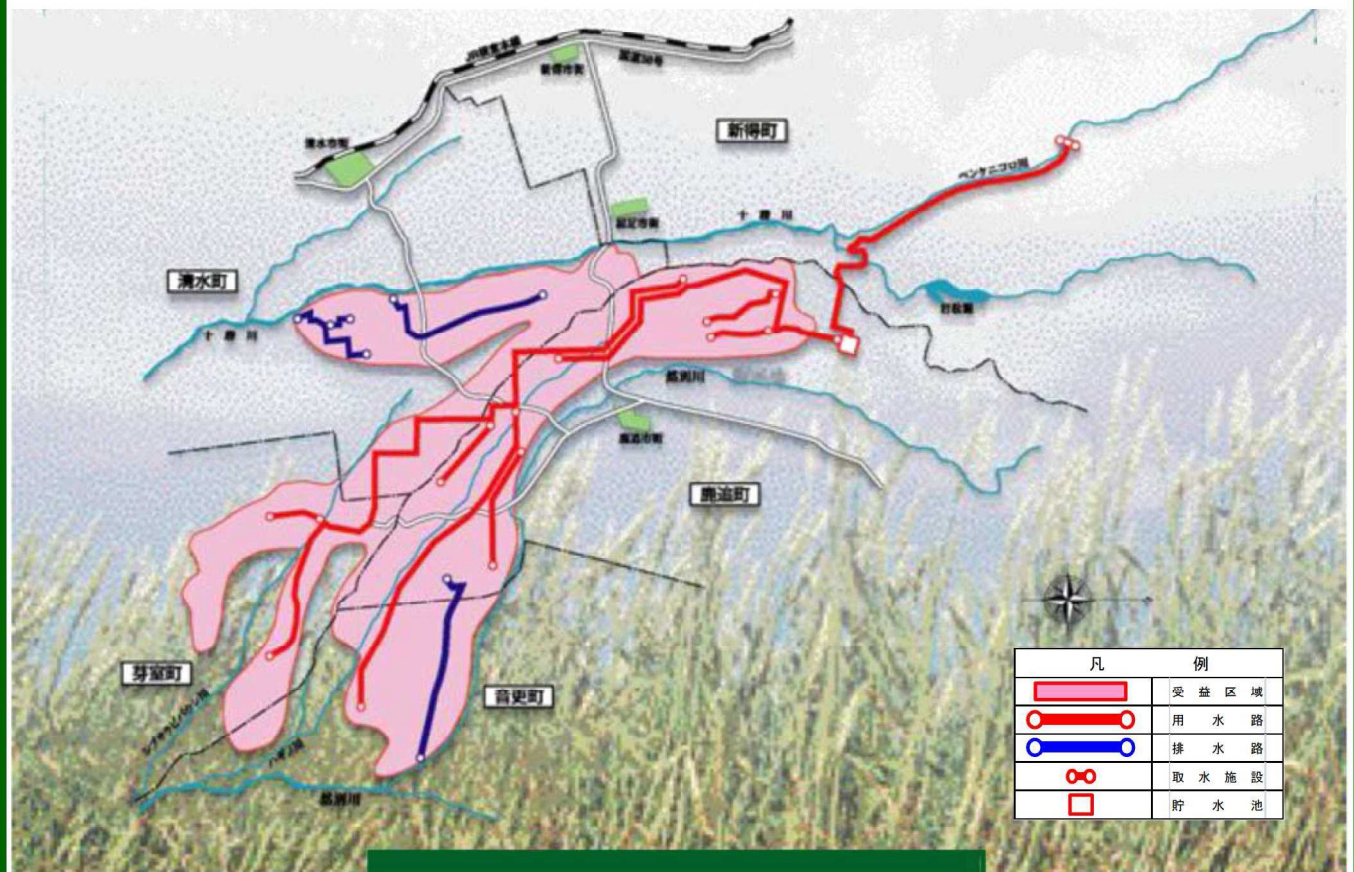
事業概要

- 受益面積 / 4,056ha
- 関係市町村 / 音更町、鹿追町、清水町、芽室町
- 主要工事 / 貯水池1箇所（取水施設、導水路含む）
用水路 8条 L=61km
排水路 4条 L=18km
- 主要作物 / 小麦、てんさい、ばれいしょ、豆類、
スイートコーン、野菜類、牧草



事業目的

- 貯水池、用水施設及び排水路の整備によって
- 農業用水を安定的に確保し、農作物の安定生産を図る
 - 洪水による農地への湛水被害を防止する
 - 排水機能の向上により過湿被害を防止する
 - 農作業効率の向上により営農労力の節減を図る

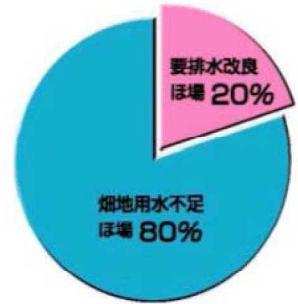




地区の現況

美蔓地区（音更町、鹿追町、清水町、芽室町）では、かんがい施設が未整備なことから降雨に依存した営農を余儀なくされております。

また、断面が小さく河床が高い排水路周辺では、流下能力の不足に起因する過湿被害や湛水被害が生じております。



▲干ばつの状況



▲湛水被害の状況



▲現在の散水状況

国営かんがい排水事業の効果

■ 収量の増加

土中の水分を生育に適した状態に保つことができ、これまで以上の増収が可能となります。

■ 品質の向上

土中の水分が良好ならば、増収のみならず高品質の作物が生産できます。

■ 計画的な出荷

作物の発芽や苗の育成を助けます。これにより、計画的な植え付けが可能となります。

■ 新規作物の導入

作付け作目の幅が広がり、高品質高収益作物の導入にも取り組めます。

■ 干ばつ・湛水被害の防止

農業用水の確保と排水改良によって、干ばつ、湛水被害を防止できます。

■ 営農労力の節減

かんがい施設の整備による用水確保時間の短縮と排水改良による機械作業の効率化が進み、営農労力が節減されます。



▲散水状況

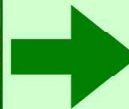


▲収穫状況

排水路の整備



整備前



整備後